



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月13日金曜日 第2047号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の辞退.....	196
地籍調査の成果の認証.....	196
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件).....	196
公有水面埋立免許の出願.....	196
都市計画事業の事業計画の変更.....	197
建設業者の許可の取消し.....	197
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	198
道路の供用開始(").....	198
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	198
道路の供用開始(").....	199
道路の供用開始(一般国道378号).....	199

告 示

○愛媛県告示第331号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	辞退年月日
大丸薬局	平成21年2月28日

○愛媛県告示第332号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町7番耕地の一部	平成19年度から平成20年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川之江町の16・17	平成19年度から平成20年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	新宮町新瀬川8	平成19年度から平成20年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成21年3月13日

○愛媛県告示第333号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西条市高田及び国安地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、

同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ほ場整備事業・高田地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年3月16日から4月13日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第334号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、今治市玉川町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・幸門地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年3月16日から4月13日まで
- 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第335号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊方町
西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
代表者 伊方町長 山下和彦
西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - 埋立区域
 - 位置
西宇和郡伊方町塩成乙455番1から同2689番までの地先公有水面
 - 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.30メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町塩成乙455番1地先の堤内の金属鈷)は、北緯33度26分25秒、東経132度15分17秒の地点

1点は、基点から真北154度38分14秒13.63メートルの地点

2点は、1点から真北200度34分41秒40.11メートルの地点

3点は、2点から真北224度34分41秒55.00メートルの地点

4点は、3点から真北134度34分41秒18.20メートルの地点

5点は、4点から真北224度34分41秒20.00メートルの地点

6点は、5点から真北134度34分41秒59.05メートルの地点

7点は、6点から真北44度34分41秒38.34メートルの地点

8点は、7点から真北306度25分12秒0.30メートルの地点

9点は、8点から真北44度34分41秒0.55メートルの地点

10点は、9点から真北111度06分52秒8.66メートルの地点

11点は、10点から真北201度06分52秒2.21メートルの地点

ウ 面積

3,819.77平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町塩成乙455番1から同2689番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から24点までを順次直線で結んだ線並びに24点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町塩成乙455番1地先の堤内の金属鈷)は、北緯33度26分25秒、東経132度15分17秒の地点

1点は、基点から真北108度32分07秒39.75メートルの地点

2点は、1点から真北132度11分04秒115.62メートルの地点

3点は、2点から真北212度35分07秒75.27メートルの地点

4点は、3点から真北242度33分53秒31.98メートルの地点

5点は、4点から真北250度11分23秒39.49メートルの地点

6点は、5点から真北297度21分30秒12.26メートルの地点

7点は、6点から真北249度03分22秒5.34メートルの地点

8点は、7点から真北295度42分53秒11.99メートルの地点

9点は、8点から真北305度31分44秒56.32メートルの地

点

10点は、9点から真北296度47分05秒11.31メートルの地点

11点は、10点から真北316度40分56秒7.75メートルの地点

12点は、11点から真北332度01分41秒15.70メートルの地点

13点は、12点から真北343度42分17秒11.21メートルの地点

14点は、13点から真北10度45分24秒14.25メートルの地点

15点は、14点から真北13度15分21秒18.04メートルの地点

16点は、15点から真北23度05分55秒10.18メートルの地点

17点は、16点から真北39度41分09秒8.19メートルの地点

18点は、17点から真北53度43分41秒4.77メートルの地点

19点は、18点から真北51度45分52秒20.48メートルの地点

20点は、19点から真北48度06分48秒19.68メートルの地点

21点は、20点から真北39度12分42秒8.04メートルの地点

22点は、21点から真北29度04分29秒8.73メートルの地点

23点は、22点から真北0度56分36秒20.12メートルの地点

24点は、23点から真北85度01分59秒9.37メートルの地点

ウ 面積

23,825.42平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成21年3月2日

~~~~~

○愛媛県告示第336号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画事業の種類及び名称  
今治広域都市計画道路事業

3・5・35丸田辻堂線

3・5・27今治日高線

7・6・3榎橋日高線

3・5・36丸田馬越線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

事業地に片山二丁目及び馬越町四丁目を加え、片山三丁目及び常盤町八丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第337号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号              | 許 可<br>年 月 日          | 商 号 又 は 名 称           | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地          | 取 消<br>年 月 日         | 取 り 消 し た<br>建 設 業 の 種 類                                                                               | 取 消 し の 原 因<br>と な っ た 事 実 |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ( 般 - 16 ) 第 12992 号 | 平 成 17 年<br>3 月 14 日  | ( 株 ) シンワ 開 発         | 東 山 和 孝   | 松 山 市 南 斎 院 町 1321 - 7      | 平 成 21 年<br>2 月 3 日  | 建 築 工 事 業、屋 根 工 事 業<br>タ イ ル ・ れ ん が ・ プ ロ ツ ク<br>工 事 業<br>内 装 仕 上 工 事 業                               | 建 設 業 の 廃 止<br>( 一 部 )     |
| ( 般 - 19 ) 第 16232 号 | 平 成 19 年<br>12 月 28 日 | ( 株 ) 予 州             | 山 岡 誠 二   | 松 山 市 空 港 通 7 - 12 - 14     | 平 成 21 年<br>2 月 5 日  | 土 木 工 事 業<br>と び ・ 土 工 工 事 業<br>石 工 事 業、鋼 構 造 物 工 事 業<br>ほ 装 工 事 業<br>し ゆ ん せ つ 工 事 業<br>水 道 施 設 工 事 業 | 建 設 業 の 廃 止                |
| ( 般 - 19 ) 第 10602 号 | 平 成 19 年<br>8 月 18 日  | ( 株 ) 上 成 建 設         | 上 田 義 行   | 松 山 市 天 山 1 - 12 - 1        | 平 成 21 年<br>2 月 9 日  | 土 木 工 事 業、建 築 工 事 業<br>塗 装 工 事 業、防 水 工 事 業<br>内 装 仕 上 工 事 業                                            | 建 設 業 の 廃 止                |
| ( 特 - 19 ) 第 8334 号  | 平 成 19 年<br>7 月 14 日  | ( 株 ) 田 城 工 務 店       | 田 城 高 治   | 松 山 市 今 在 家 3 - 7 - 13      | 平 成 21 年<br>2 月 12 日 | 土 木 工 事 業<br>と び ・ 土 工 工 事 業<br>ほ 装 工 事 業<br>水 道 施 設 工 事 業                                             | 建 設 業 の 廃 止                |
| ( 般 - 15 ) 第 15499 号 | 平 成 16 年<br>3 月 1 日   | ( 株 ) ア ク ア           | 小 笠 原 斉   | 松 山 市 桑 原 7 - 5 - 23        | 平 成 21 年<br>2 月 18 日 | 建 築 工 事 業                                                                                              | 建 設 業 の 廃 止<br>( 一 部 )     |
| ( 般 - 19 ) 第 15215 号 | 平 成 19 年<br>11 月 30 日 | ( 有 ) 新 生 通 信 土 木 工 業 | 小 林 正 春   | 松 山 市 和 気 町 1 - 450 -<br>35 | 平 成 21 年<br>2 月 24 日 | 造 園 工 事 業                                                                                              | 建 設 業 の 廃 止<br>( 一 部 )     |

○愛媛県告示第 338 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道 路 の 種 類 | 路 線 名 | 区 間                           | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-----------|-------|-------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道       | 大洲長浜線 | 大洲市東宇山甲281番15から<br>同市春賀乙1番6まで | 旧        | メートル<br>6.0~14.1 | キロメートル<br>0.217 |     |
|           |       |                               | 新        | 10.6~40.0        | 0.218           |     |

○愛媛県告示第 339 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道 路 の 種 類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                 | 供 用 開 始 の 日 |
|-----------|-------|-------------------------------|-------------|
| 県 道       | 大洲長浜線 | 大洲市東宇山甲281番15から<br>同市春賀乙1番6まで | 平成21年 3月13日 |

○愛媛県告示第 340 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道 路 の 種 類 | 路 線 名 | 区 間                           | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員    | 延 長             | 備 考 |
|-----------|-------|-------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道       | 長浜中村線 | 大洲市多田甲960番5から<br>同市多田1432番2まで | 旧        | メートル<br>5.0~8.8 | キロメートル<br>0.210 |     |
|           |       |                               | 新        | 5.0~5.2         | 0.210           |     |

## ○愛媛県告示第 341 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                     | 供用開始の日      |
|-------|-------|-----------------------------------|-------------|
| 県 道   | 長浜中村線 | 大洲市多田甲960番 5 から<br>同市多田1432番 2 まで | 平成21年 3月13日 |

## ○愛媛県告示第 342 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類   | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                                  | 供用開始の日      |
|---------|-------|------------------------------------------------|-------------|
| 一 般 国 道 | 378号  | 西予市三瓶町垣生字向新地甲1450番93から<br>同町朝立字畑岡 1 番耕地19番15まで | 平成21年 3月16日 |